

2021.1.20

第5回あいち外国人材適正受入れ・共生推進協議会」WG

「外国ルーツの子どもたちの 日本語教育に係る現状と課題」

愛知淑徳大学

松本 一子

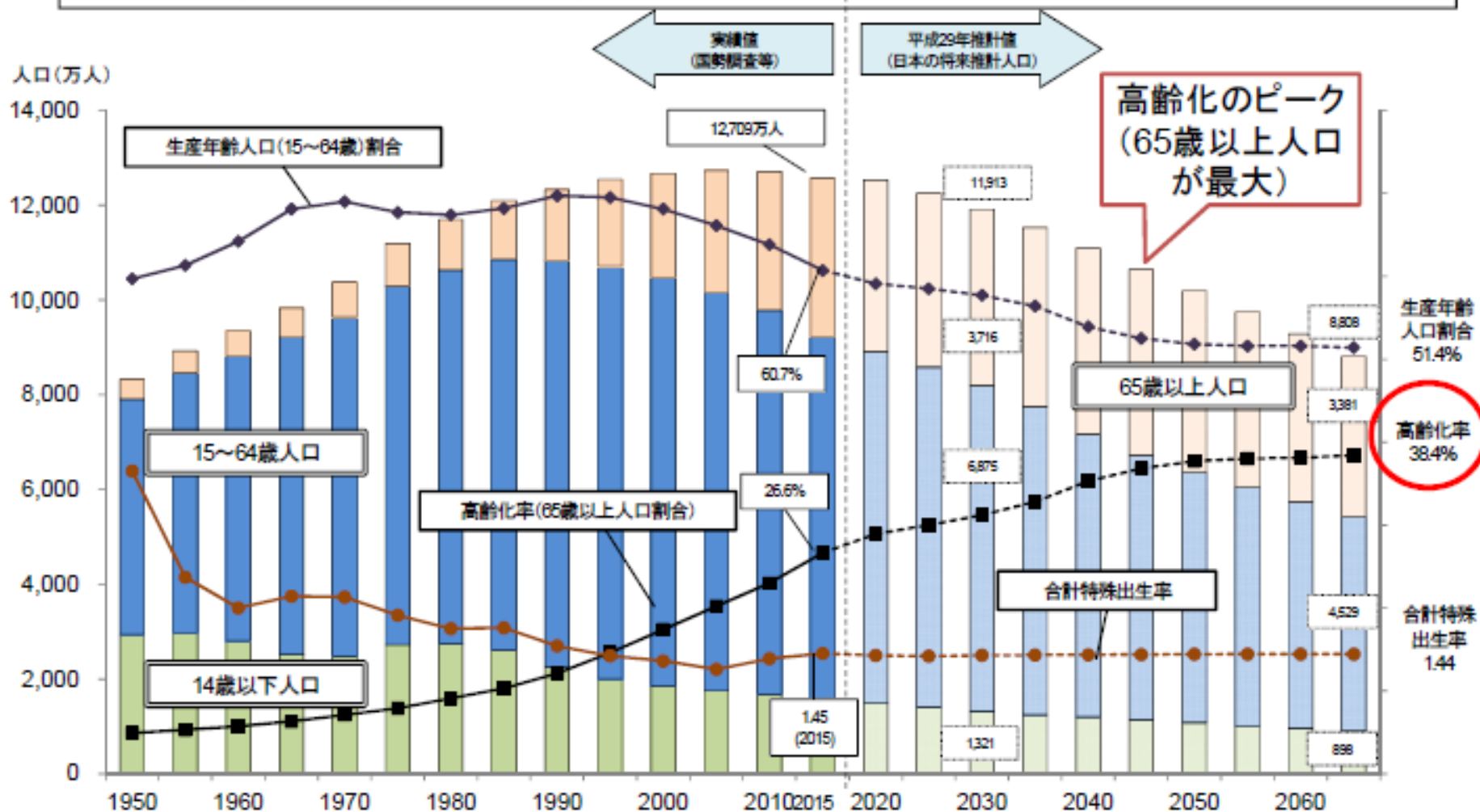
本日の概要

- I 各種統計データ、各種調査からわかること
子どもたちの現状と課題
- II 国の施策の動向
- III 愛知県の取り組みと課題
 - 日本語指導に対応する教員の配置
 - 高校入試制度
 - 就学前の子ども支援事業
 - 日本語学習支援基金事業：基金が2021年度で枯渇

日本将来推計人口(平成29年度版)

人口の年次推移

○ 日本の人口は近年減少局面を迎えている。2065年には総人口が9,000万人を割り込み、高齢化率は38%台の水準になると推計されている。



(出所) 総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29推計):出生中位・死亡中位推計」(各年10月1日現在人口)
厚生労働省「人口動態統計」

I 国の調査

I-1. 「平成30年度日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」 (文部科学省が平成3年度(1991)より開始)

https://www.mext.go.jp/content/20200110_mxt-kyousei01-1421569_00001_02.pdf

日本語指導が必要な児童生徒とは

「日本語で日常会話が十分にできない児童生徒」
及び

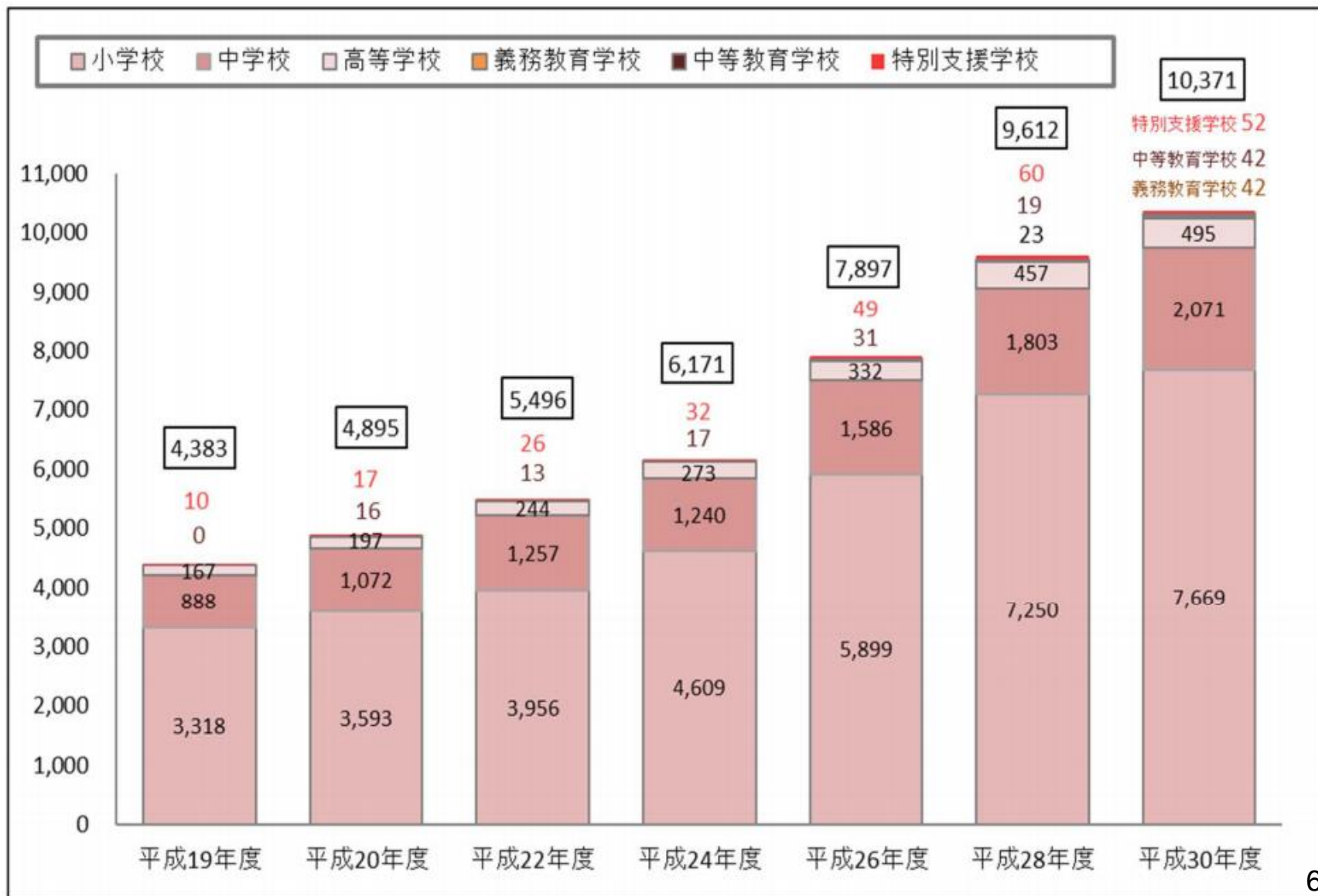
「日常会話ができて、学年相当の学習言語が不足し、
学習活動への参加に支障が生じており、日本語指導が
必要な児童生徒」を指す

(平成18年以降、上記説明を記載)

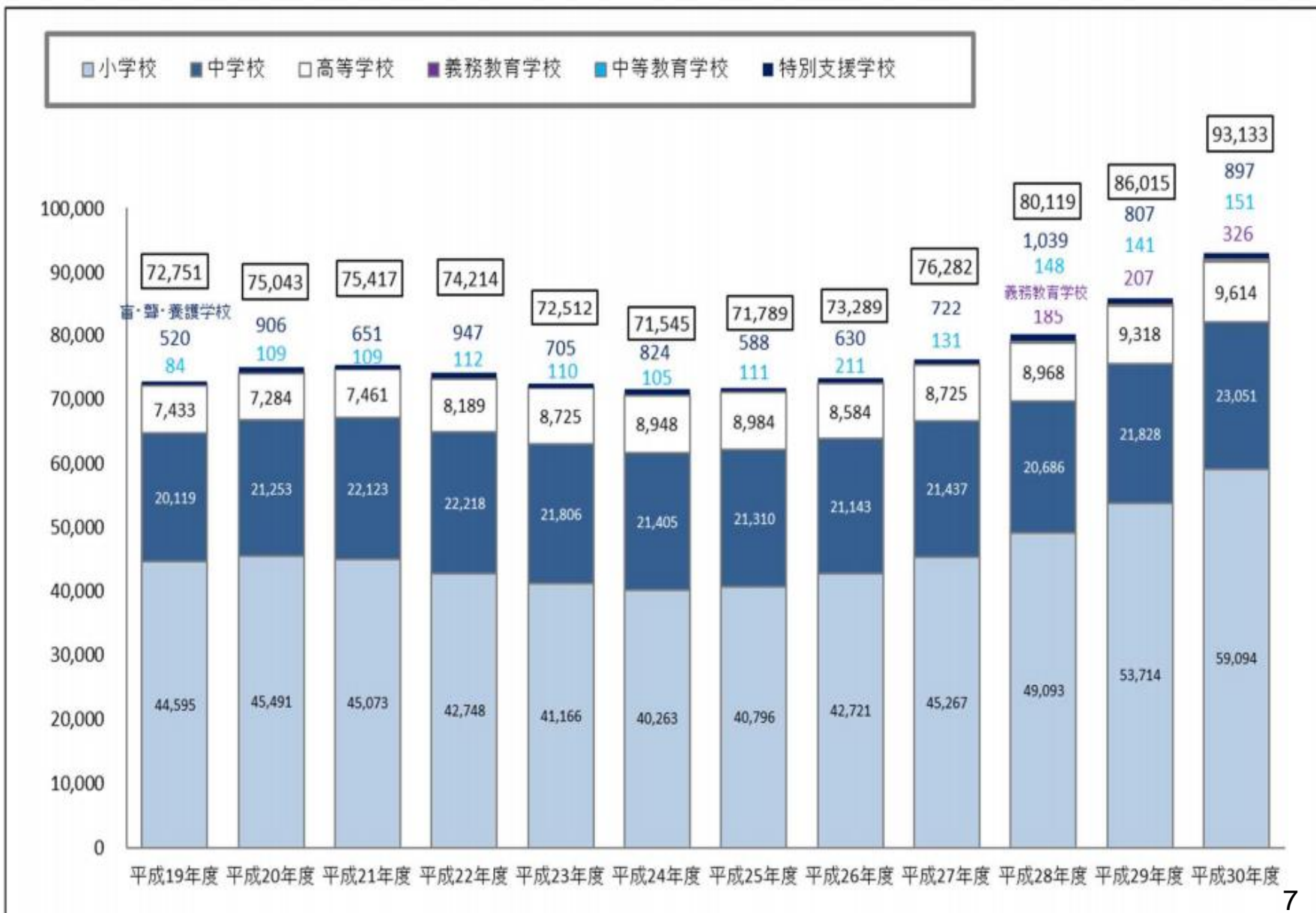
日本語指導が必要な**外国籍**の児童生徒数の推移



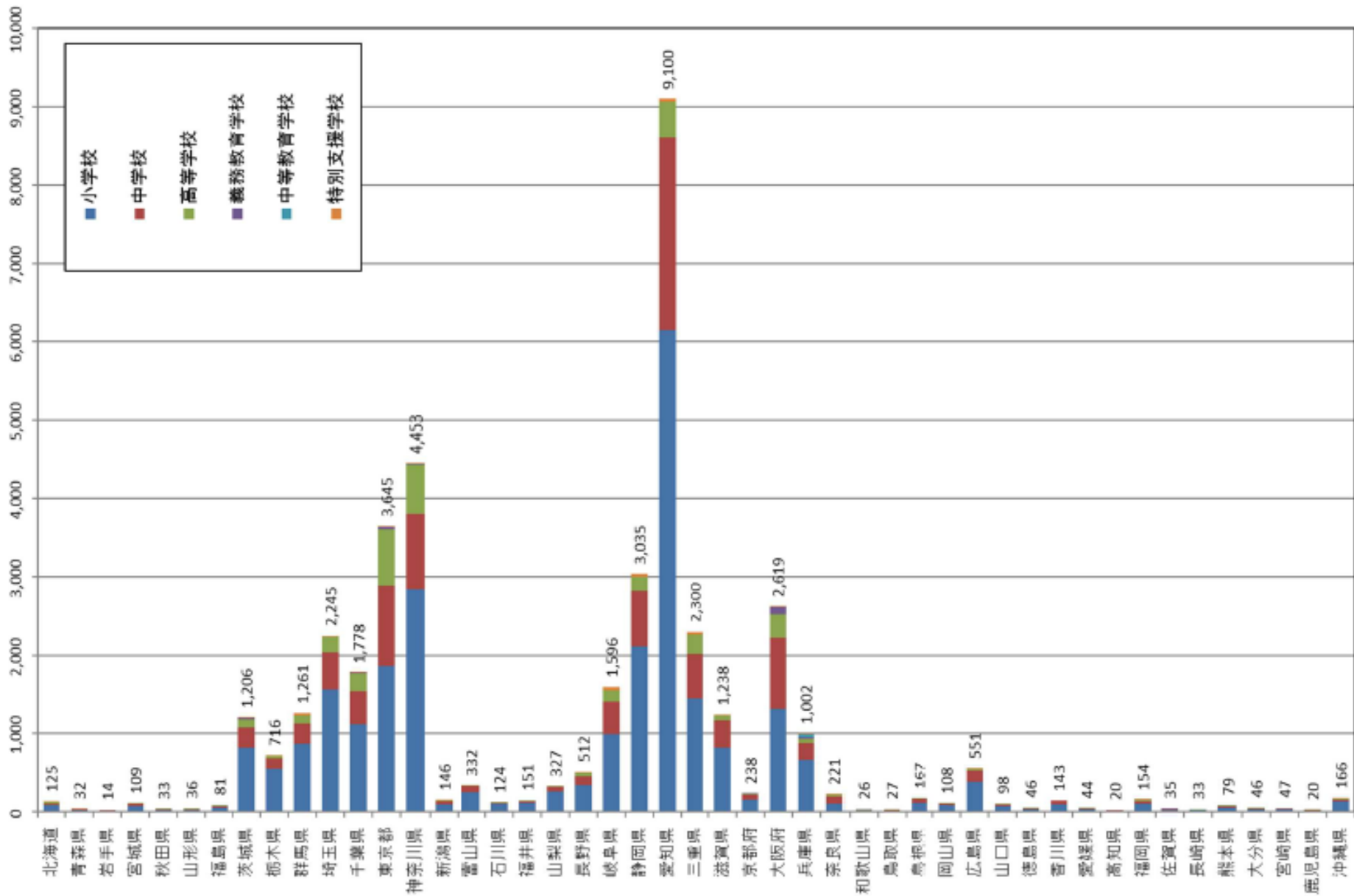
日本語指導が必要な日本国籍の児童生徒数の推移



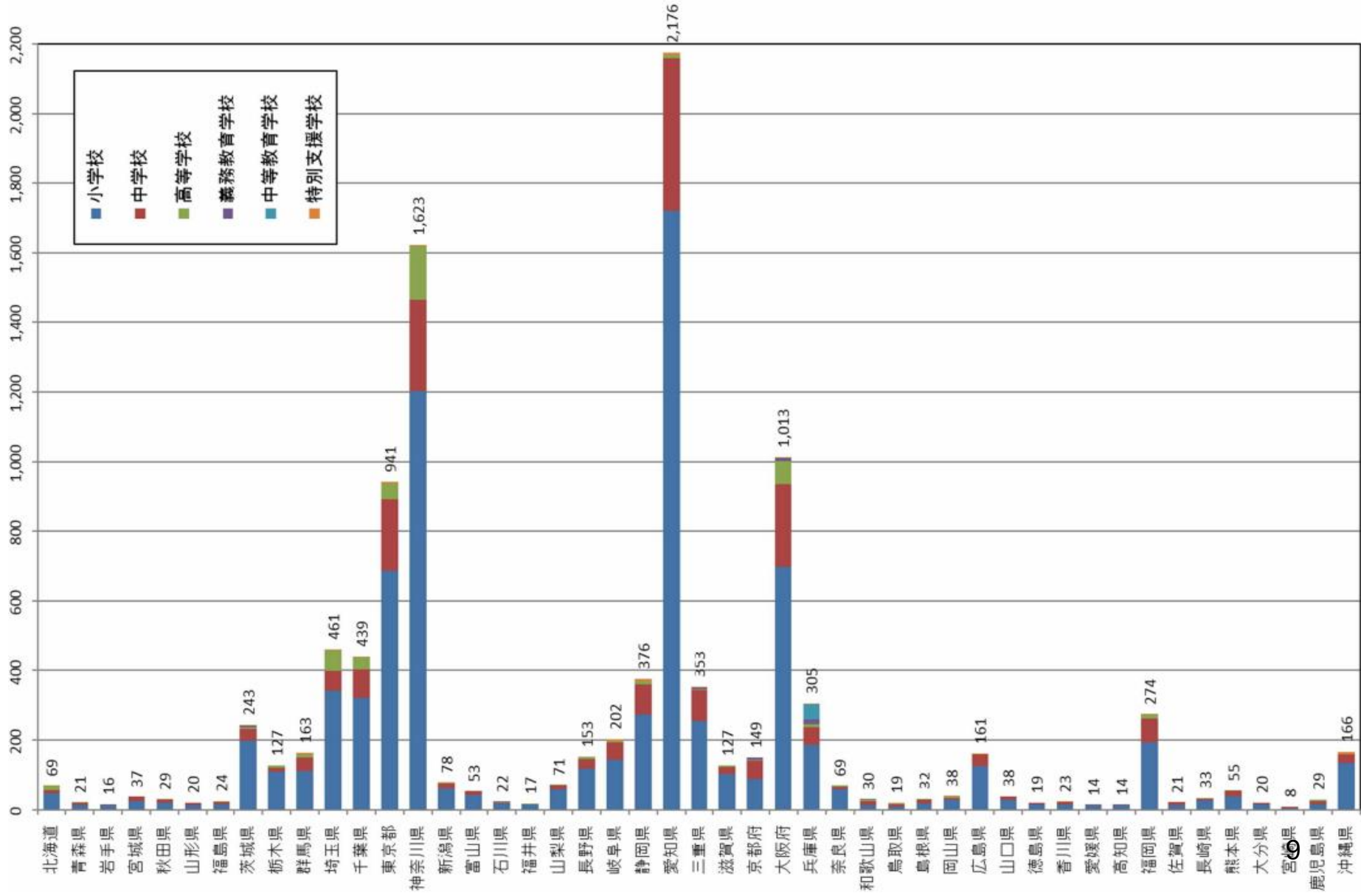
(参考) 公立学校に在籍している外国籍の児童生徒数 (出典: 文部科学省「学校基本調査」)



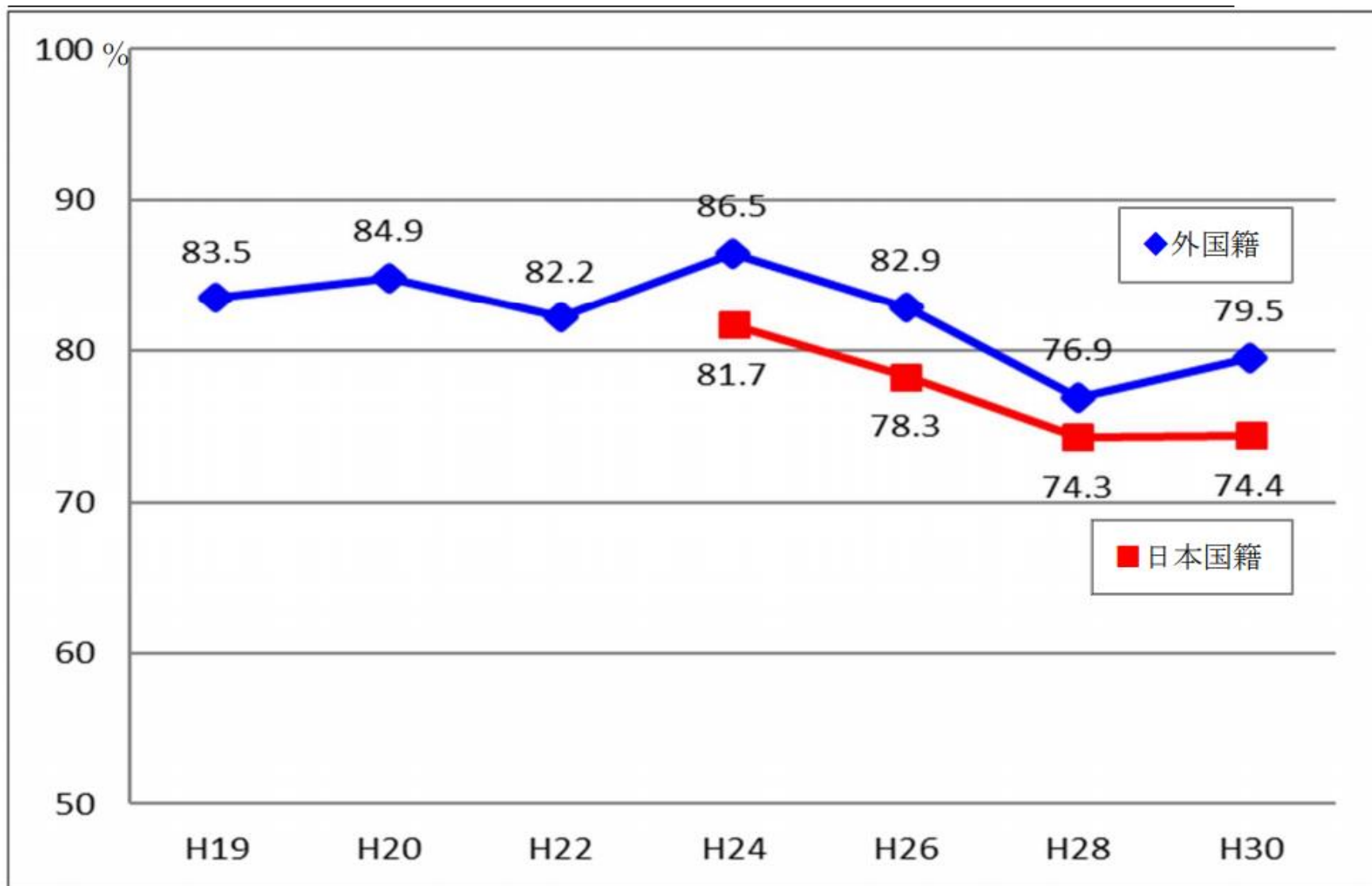
H30年度日本語指導が必要な外国籍の児童生徒の学校種別在籍状況(都道府県別)



H30年度日本語指導が必要な日本国籍の児童生徒の学校種別在籍状況(都道府県別)



日本語指導が必要な児童生徒のうち日本語指導等特別な指導を受けている者の割合



日本語指導が必要な児童生徒の課程等別在籍状況

日本語指導が必要な外国籍の児童生徒

	高等学校			
	全日制	定時制	通信制	合計
生徒数 (人)	(1,351) 1,569	(1,547) 2,088	(17) 20	(2,915) 3,677

	義務教育学校		
	前期課程	後期課程	合計
生徒数 (人)	(51) 69	(108) 115	(159) 184

	中等教育学校		
	前期課程	後期課程	合計
生徒数 (人)	(29) 20	(23) 21	(52) 41

	特別支援学校			
	小学部	中学部	高等部	合計
児童生徒数 (人)	(148) 143	(56) 65	(57) 69	(261) 277

日本語指導が必要な日本国籍の児童生徒

	高等学校			
	全日制	定時制	通信制	合計
生徒数 (人)	(245) 232	(207) 253	(5) 10	(457) 495

	義務教育学校		
	前期課程	後期課程	合計
生徒数 (人)	(12) 31	(11) 11	(23) 42

	中等教育学校		
	前期課程	後期課程	合計
生徒数 (人)	(14) 30	(5) 12	(19) 42

	特別支援学校			
	小学部	中学部	高等部	合計
児童生徒数 (人)	(24) 23	(17) 12	(19) 17	(60) 52

※ ()内の数値は、平成28年5月1日現在である。

日本語指導が必要な高校生等の中退・進路状況を初めて調査

全高校生等(公立の全日制・定時制・通信制・中等教育学校後期課程及び特別支援学校高等部の生徒)と比較すると

- ① 中途退学率:7.4倍 *
(全高校生等1.3%、日本語指導が必要な高校生等9.6%)
- ② 進学率:6割程度
(全高校生等71.1%、日本語指導が必要な高校生等42.2%)
- ③ 就職者における非正規就職率:9.3倍 *
(全高校生等4.3%、日本語指導が必要な高校生等40.0%)
- ④ 進学も就職もしていない者の率:2.7倍
(全高校生等6.7%、日本語指導が必要な高校生等18.2%)

* 特別支援学校高等部の生徒を除く

I 国の調査

I-2 「外国人の子供の就学状況等調査結果」確定値(2020年3月)

http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/31/09/1421568.htm

- ・調査実施期間:2019年5月16日～6月14日
 - ・調査対象:市町村教育委員会(1,741)(特別区を含む) **初めての全国調査**
- ③630+⑤8,658+⑥10,183=19,471 ← **不就学の可能性**

区分	就学者数		③ 不就学	④ 出国・転居 (予定含む)	⑤ 就学状況 確認できず	計 (人)	⑥ (参考) 1-1.計との 差(人)
	①義務教育 諸学校	②外国人 学校等					
小学生相当 計	68,237	3,374	399	2,204	5,892	80,106	6,960
(構成比)	(85.0%)	(4.2%)	(0.5%)	(2.8%)	(7.4%)	(100.0%)	
中学生相当 計	28,133	1,649	231	813	2,766	33,592	3,223
(構成比)	(83.7%)	(4.9%)	(0.7%)	(2.4%)	(8.2%)	(100.0%)	
合計	96,370	5,023	630	3,017	8,658	113,698	10,183
(構成比)	(84.8%)	(4.4%)	(0.6%)	(2.7%)	(7.6%)	(100.0%)	

住民基本台帳上の小中学生相当との差が10,183人₁₃

愛知県の年齢別外国人の推移(2012～2019年)

出典:法務省「在留外国人統計」 各年12月末現在

文科省「学校基本調査」 各年5月1日現在

	2012年	2014年	2016年	2017年	2018年	2019年
0歳～5歳 ()は0歳	9,848 (1,482)	10,283 (1,627)	11,778 (1,952)	12,481 (1,828)	13,050 (1,962)	13,717 (1,979)
6歳～14歳	13,454	13,421	14,415	15,542	16,856	17,971
小中学校 在籍者数	8,951	9,318	10,538	11,525	12,513	13,691

★日本生まれの子どもの増加

<参考:2019年度豊田市の日本生まれの外国人児童生徒:58.6%(625人/1,134人)>
 ブラジル人62.0%、ペルー人66.7%、中国人59.2%、フィリピン人30.8%など

出典:『令和元年度豊田市教育国際化推進連絡協議会 専門委員会活動報告集』

外国にルーツをもつ子どもとは

★さまざまな背景

→外国につながる子ども・外国にルーツをもつ子ども

→多言語・多文化化

→永住志向・帰国しない

・外国籍でも日本語しか話せない子

日本生まれの子ども増加

・日本国籍でも日本語が話せない子

日本人男性と再婚した外国人女性が呼び寄せた子

高学年・中高生で来日

・日本語でも母語でも年齢相当のレベルに届かない子

・複数言語(日本語や母語)で読み書きができる子

→文化的・言語的に多様な背景を持つ子どもたち

→二つ目の言語で学んでいる子(言語資源)

乳幼児期・学齢期のことばの問題

- ①母語のことばかけが少なく、語彙が少ない
親が長時間労働のため、長時間保育の子どもに多くみられる
- ②母語よりも日本語を重視して、子どもに片言の日本語で話しかけている
- ③親が母語で子どもに話しても、日本語で返事をしてくる
- ④子どもが話している日本語が難しくて、親が理解できない
- ⑤流暢に日本語を話しているのに、テストの点がとれないのは
子どもの学習能力・意欲・態度などのせいだと思っている
- ⑥コミュニケーションがうまくできなくて親子の会話が少なく、
進路の相談は通訳の助けがいる

→何が原因だったのか？

継続的な就学前の子ども支援・子育て支援の必要性(0～5歳)

- ・ 日本生まれの子どもへの支援
- ・ 母子健康手帳(9ヶ国語版は販売)を渡す際や、乳幼児健診(3・4ヶ月児、1歳6ヶ月児、3歳児健康診査)の機会を活用して、保護者に子育てに必要な情報を周知する
- ・ 保健師、保育・幼児教育関係者、教員の連携
- ・ 外国人住民に関わる人(行政担当者・地域住民・日本語ボランティアなど)が正しい知識・情報を共有する
- ・ 相談窓口の充実

→ 公的機関と地域で、就学前の子ども支援・子育て支援を

外国人の子供の公立義務諸学校への受入れについて

外国人がその保護する子を公立の義務教育諸学校に就学させることを希望する場合には、無償で受け入れており、教科書の無償給与や就学援助を含め、日本人と同一の教育を受ける機会を保障している。

【参考】

日本国憲法（昭和21年11月3日憲法）

第二十六条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

教育基本法（平成18年12月22日法律第百二十号）

（義務教育）

国民は、その保護する子に、別に法律で定めるところにより、普通教育を受けさせる義務を負う。（2～4項省略）

経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（A規約）

（昭和54年8月4日条約第6号）（抄）

第十三条

一 この規約の締約国は、教育についてのすべての者の権利を認める。

二 この規約の締約国は、一の権利の完全な実現を達成するため、次のことを認める。

(a) 初等教育は、義務的なものとし、すべての者に対して無償のものとする。

(b) 種々の形態の中等教育（技術的及び職業的中等教育を含む。）は、すべての適当な方法により、特に、無償教育の漸進的な導入により、一般的に利用可能であり、かつ、すべての者に対して機会が与えられるものとする。

児童の権利に関する条約（平成6年5月16日条約第2号）（抄）

第二十八条

一 締約国は、教育についての児童の権利を認めるものとし、この権利を漸進的にかつ機会の平等を基礎として達成するため、特に、

(a) 初等教育を義務的なものとし、すべての者に対して無償のものとする。

(b) 種々の形態の中等教育（一般教育及び職業教育を含む。）の発展を奨励し、すべての児童に対し、これらの中等教育が利用可能であり、かつ、これらを利用する機会が与えられるものとし、例えば、無償教育の導入、必要な場合における財政的援助の提供のような適当な措置をとる。

Ⅱ 国の施策

2018年12月:「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」策定

外国人との共生社会の実現に向けた環境整備を推進するための対応策

⇒新たな在留資格「特定技能」創設(2019年4月施行)

2019年6月:「日本語教育推進法」施行

- ・外国人の幼児・児童・生徒に対する日本語教育の機会確保や水準の維持向上を明記
- ・幼児期及び学齢期にある外国人等の家庭における教育等において使用される言語の重要性に配慮

2020年7月:外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(令和2年度改訂)

2020年3月:外国人児童生徒等の教育の充実に関する有識者会議 報告書

基本的な考え方

- ・「誰一人取り残さない」という発想に立ち、社会全体としてその環境を提供できるようにする。
(すべての外国人の子どもが就学することを目標に)
- ・就学前段階や高等学校段階、学校卒業後も見据えた体系的な指導・支援、また、日本語教育のみならず、キャリア教育や相談支援などを包括的に提供

2020年7月：「外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等に関する指針」

・外国人の子供たちが将来にわたって我が国に居住し、**共生社会の一員として今後の日本を形成する存在であることを前提に、**

外国人の子供に対する**就学機会の提供**を全国的に推進することが必要

- ①就学状況の把握：**学齢簿の編製**にあたり全ての外国人の子供についても一体的に就学状況を管理・把握
- ②就学案内等の徹底：乳幼児健診や予防接種の受診等、様々な機会を捉えて、**外国人の保護者に対する情報提供**
外国人幼児の幼稚園・認定こども園等への就園機会を確保するための取組
- ③就学校の決定に伴う柔軟な対応
- ④障害のある外国人の子供の就学先の決定：就学時に決定した「学びの場」は固定したものではなく、柔軟に変更できるようにすることが適当
- ⑤受入れ学年の決定等：一時的又は正式に、外国人の子供の日本語能力・学習状況等に応じた**下学年への入学**を認める
- ⑥学習の機会を逸した外国人の子供の学校への受入れ促進
- ⑦学齢を経過した外国人への配慮
- ⑧**高等学校等への進学**の促進
- ⑨外国人関係行政機関・団体等との連携の促進2020

Ⅲ 愛知県の取り組み

Ⅲ-1 日本語指導に対応する教員の配置(加配) (1992年度～)

日本語指導が必要な児童生徒が学校に一定数以上在籍すると配置

2020年度より基準見直し

小学校:10人以上1名(市内複数校の合計で10人以上でも1名配置)

さらに、学校で20人増すごとに1名配置

中学校:10人以上1名(市内複数校の合計で10人以上でも1名配置)

さらに、学校で10人増すごとに1名配置

<参考>外国人児童生徒比率の高い学校例(2019.5現在)

A小学校 64.1%(195人/304人)(外国人/全校生)

B小学校 67.6%(173人/256人)

C中学校 40.9%(124人/303人)

Ⅲ-2 愛知県の外国人生徒及び中国帰国生徒等にかかる高校入学者選抜 (2002年度～)

〔全日制〕

- ・対象者：小学校第4学年以上の学年に編入学した者若しくは第3学年以下の学年に編入学し、特別な事情があると認められる者又は入国後の在日期间が6年以内の者(日本の小・中学校に編入学していない者も受験資格あり)
- ・検査：国語、数学、英語の学力検査(問題にルビつき)と面接
- ・実施校：2020年度より県立学校11校
(普通科5校、商業科1校、工業科2校、総合学科3校)
名古屋南、小牧、東浦、衣台、安城南、豊田工業、豊川工業、中川商業、岩倉総合、知立、豊橋西
- ・2020年度の合格者数：38人(応募者数：63人)定員は募集人員の5%程度まで
- ・2019年度(実施校9校)の合格者数：30人(応募者数：42人)定員は若干名

〔定時制〕

- ・対象者：全日制と同じ
- ・検査：全校・全学科の選抜(3科目)で漢字にルビ付き(要申請)
- ・愛知県定時制高校外国人数15.4%(平成29年11月調査)

Ⅲ-3 就学前の子ども支援事業

2006年度：プレスクール事業

小学校入学予定の子どもを対象に、日本語の初期指導や入学までに子どもが準備しておく必要があること、保護者が知っておくべきことなどを提供

2009年度：『プレスクール実施マニュアル』作成

2016年度：「子育て外国人の日本語習得モデル事業」

「外国人の乳幼児期における言語習得に必要なポイント」を伝え、市町村の子育て担当者や現場の教員、保育士、保健師などに周知

2017年度：「多文化子育てサークル」実施マニュアル」作成

「あいち多文化子育てブック

～あいちで子育てする外国人のみなさまへ～」を作成

2018年度～：「多文化子育てサロン」実施

外国人親子と日本人親子の交流、相互理解を促進
ことばや制度の異なる国での子育て支援の場

Ⅲ-4 日本語学習支援基金事業(放課後日本語学習支援教室)

2008年度:基金創設(愛知県・地元経済界と協力して造成)

支援事業(当初5年間の予定)

外国ルーツの子どものための日本語教室の運営費・会場費助成
外国人学校の日本語指導者雇用助成、日本語学習教材給付等
日本語能力試験に合格した子どもに受験料を助成

ボランティア養成講座開始(~2015)

2012年度:進路説明会開始(~2015)

2013年度:延長実施(3年間)

2016年度:基金再造成

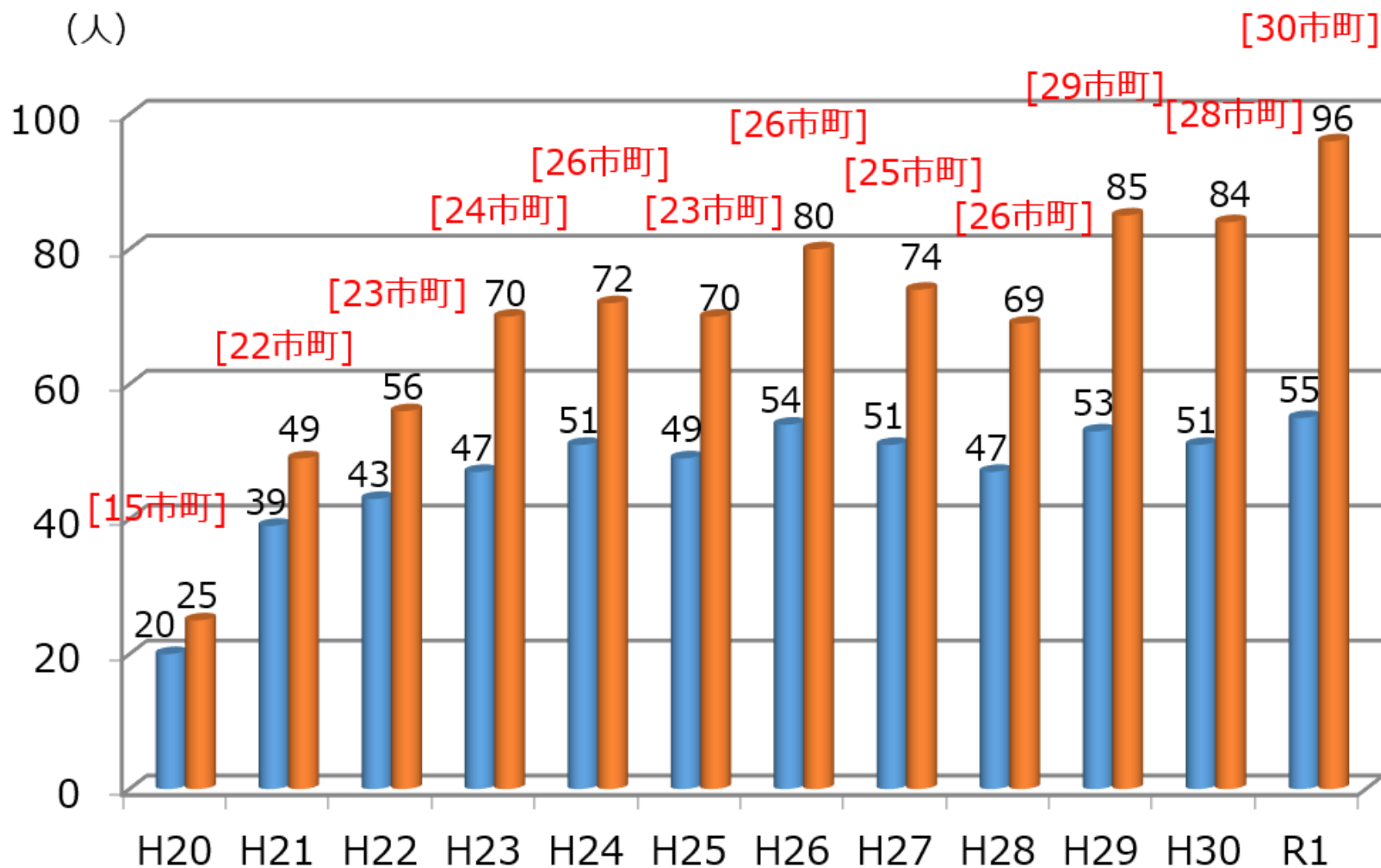
支援事業継続実施(~2020)

2021年度末:終了予定?

⇒96の日本語教室はどうなる?

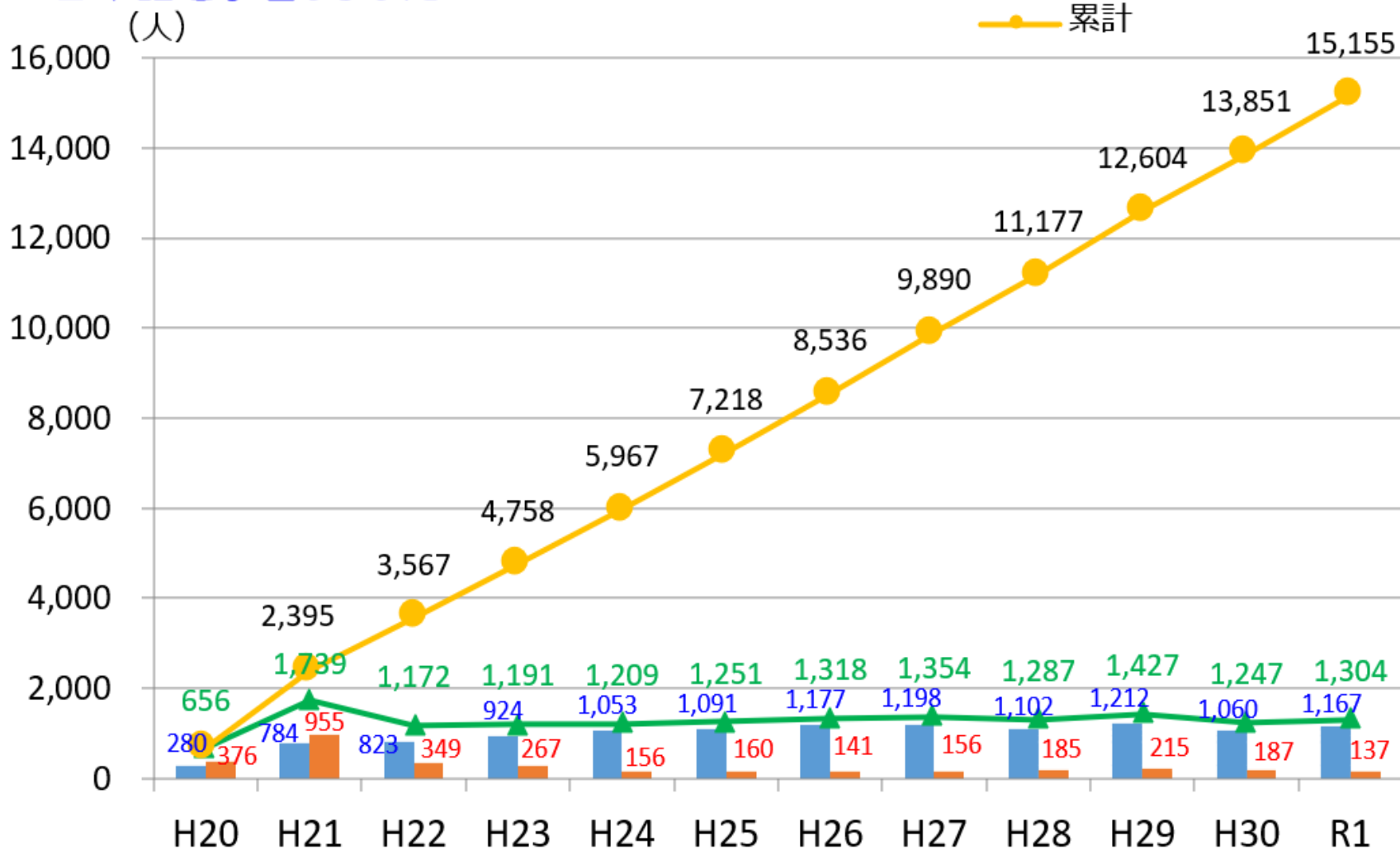
子ども向け日本語教室が約4倍に増加しました。
(以下の数字は基金で助成した団体・教室数)

■ 団体数 ■ 教室数

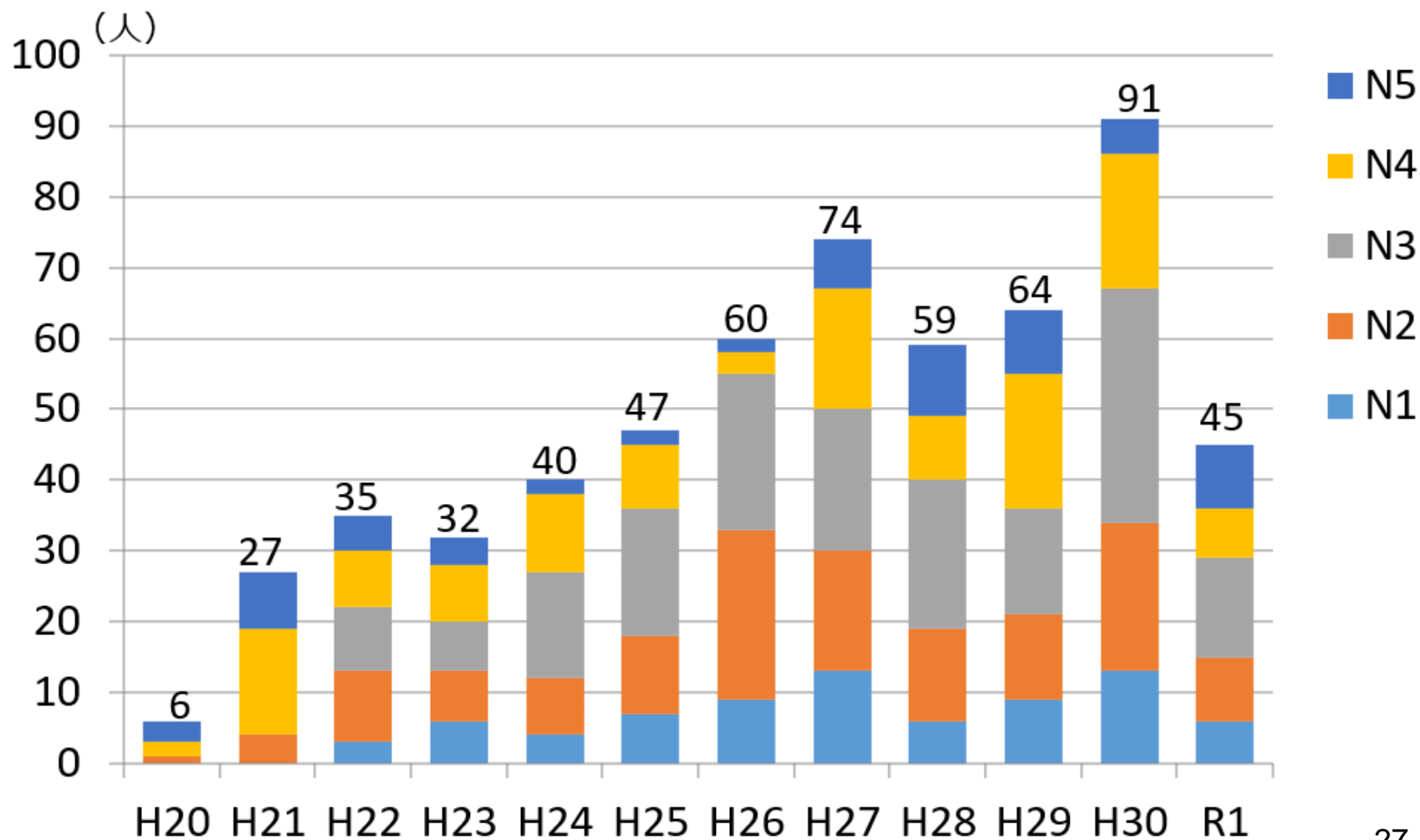


延べ15,155人の外国人児童生徒が、基金の
 支援を受けた日本語教室や外国人学校で
 日本語を学習しました。

- 日本語教室の学習者
- 外国人学校の学習者
- ▲ 合計
- 累計



延べ580人の外国人児童生徒が基金助成対象の日本語教室や外国人学校で学習し、日本語能力試験に合格しました。
(外国人学校はH28から対象)



参考資料

- ・[外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策\(令和2年度改訂\)\(本文\)](http://www.moj.go.jp/isa/content/930005875.pdf)

<http://www.moj.go.jp/isa/content/930005875.pdf>

- ・外国人児童生徒等の教育の充実に関する有識者会議 報告書(概要)

https://www.mext.go.jp/content/20200326-mxt_kyousei01-000006118_01.pdf

- ・外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等に関する指針

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/004/1415154_00003.htm

- ・あいち多文化共生ネット

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/tabunka/>

- ・『プレスクール実施マニュアル』

<http://www.pref.aichi.jp/0000028953.html>

- ・『「多文化子育てサークル」実施マニュアル』

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/tabunka/tabucircle-manual.html>

- ・『あいち多文化子育てブック～あいちで子育てする外国人のみなさまへ～』

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/tabunka/kosodate-book.html>

- ・愛知県の公立高等学校をめざす外国人のみなさんへ

<https://www.pref.aichi.jp/uploaded/attachment/313939.pdf>

- ・日本語学習支援基金事業

<http://www2.aia.pref.aichi.jp/kyosei/j/kikin/index.html>